

第5章 広告物等による景観づくり

第5章 広告物等による景観づくり

1 広告物等に関する考え方

広告物等は、自然や都市の景観に大きな影響を与える要素の一つです。表示・設置を行う位置や色彩などを景観に配慮したものとすることで、地域のにぎわい・個性の創出や、周囲のまち並み・風景との調和を図ります。

こうした取り組みを広げて、良好な景観づくりを進めていくために、町田市独自の屋外広告物条例に基づいて屋外広告物等の誘導を図るとともに、広告物等の表示・設置に際して事前協議を実施し、「町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）」と連動しながら、地域特性に応じた広告物等の誘導を実現します。

「広告物等」とは、屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件及び窓の内側から屋外に向けて表示される広告物（特定屋内広告物）を指します。

2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項

(1) 共通の配慮の考え方

景観法に基づく屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項^{※1}を、市内全域の共通の配慮の考え方として以下の通り定めます。

- a. 全ての屋外広告物は、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。



にぎわいある
中心市街地の、
地域特性を
踏まえた
広告物の例

- b. 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物の多くは、景観に対する影響が広範囲に及びことから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。



表示の位置や
大きさを揃えた
広告物の例

※1 景観法第8条第2項第5号イに規定する、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

c. 地域の活性化やにぎわい創出のための広告は、歩行者が魅力を感じられ、表現が過剰にならないよう、掲出場所や位置に応じた節度のある規模や色数とする。



にぎわいを創出し、通りの魅力を高めている広告物の例

d. 主要な幹線道路や地域を代表する通りにおいては、道路修景や地域のまちづくり等の機会を捉えて、屋外広告物の表示に関するルールづくりを行うなど、屋外広告物等を通じて、地域の魅力づくりや特色ある景観づくりにつなげるよう努める。



高さを抑え並木との調和を図っている広告物の例

e. 歴史的な景観資源のある地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまち並みなどに配慮した屋外広告物を表示・掲出する。



和風の表現で老舗店舗の外観を引き立てている広告物の例

f. 公園・緑地等の周辺の広告は、緑や地形などの背景、その周辺にある建築物や並木などとの調和に十分配慮し、表示・掲出する。



公園のみどりと調和した広告物の例

g. 豊かな自然資源が残る地域では、主要な街道沿いや公園、緑地等の施設周辺において、景観を阻害する野立て看板等が点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和したものとす



表示を集約化した広告物の例

h. 地域特性を踏まえた統一感のある広告は、まち並みの個性や魅力を高めるとともに、観光振興にも効果があることから、地域ルールを活用した景観形成を積極的に推進する。



商店街で広告物の素材を統一し商店街の魅力を高めている例

(2) 「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方

第4章に定める3つの「景観形成ゾーン」3つの「景観形成誘導地区」ごとに屋外広告物に関する配慮の考え方を定めます。

1) 「景観形成ゾーン」ごとの屋外広告物に関する配慮の考え方

①丘陵地ゾーン	
目指す景観	丘陵地や谷戸の豊かな自然と調和した屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の豊かな自然景観と調和するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に調和する色彩を基本とし、落ち着いた色彩を用いる、高彩度色の使用面積を抑えるなど配慮する。 ・周辺の自然景観と調和する規模や高さを基本とする。
	 <p>周辺の自然環境と調和した広告物の例</p>
②住まい共生ゾーン	
目指す景観	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた住宅地との連続性が感じられる屋外広告物景観 ・駅前や沿道の個性を活かした屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地では、建築物と調和し安らぎが感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の住宅地に調和し、落ち着いた色彩を用いる、高彩度色の使用面積や色数を抑えるなど配慮する。 ・暖かさや安らぎが感じられる住宅地の雰囲気を守る。 ●駅前や沿道では、周辺の住宅地への配慮が感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺にある住宅地に影響を与えるような過剰な色彩や高さを避け、周辺の住宅地との連続性が感じられるものとする。 ・地域や商店街でデザインのイメージを合わせるなど、個性がさらに伸びる表現とする。
	 <p>手作り感のある広告物で地域の個性を演出している例</p>
③にぎわいゾーン	
目指す景観	活気あふれるにぎわいの中にも心地よさが感じられる屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●アイレベル（人の目線）を意識し、歩行者の目に入りやすい位置にまとめるなどによりにぎわいを創出し、思わず歩きたくなるような魅力的な景観づくりを目指す。 ●高層部では、建築物の表情や基調色が感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物本来の表情やまち並みの基調色が感じられる表現とし、屋外広告物による圧迫感を軽減する。 ●低層部では、心地よいにぎわいを感じられるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・表現が過剰にならないような規模や色数とし、来街者に心地よいにぎわいを提供する。
	 <p>低層部で色数や掲出位置に配慮した広告物の例</p>

2) 「景観形成誘導地区」ごとの屋外広告物に関する配慮の考え方

①小野路宿通り景観形成誘導地区	
目指す景観	小野路宿通りの歴史や自然を活かした風格を感じさせる屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な雰囲気や風格を感じさせるものとする。 ●昔ながらの民家や板塀、擁壁との共通性を感じさせる落ち着いた色彩を基調としたり、木材等の素材色を活かすなど、歴史的な雰囲気の屋外広告物を基本とし、小野路宿通りならではの風格を表現する。
	 <p>歴史的な雰囲気に調和した広告物の例</p>
②町田駅前通り景観形成誘導地区	
目指す景観	歩く人にとっての魅力が感じられ、落ち着いた秩序ある屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●高層部では、落ち着いた秩序ある屋外広告物とする。 ●すっきりと落ち着いた通りを演出するため、箱文字など壁面と一体的なデザインとする。 ●低層部では、歩行者が魅力を感じられる屋外広告物とする。 ●歩行者に対して表現が過剰にならないよう、節度ある規模や色数とし、歩行者に対する通りの魅力を高める。
	 <p>建築物と一体的にデザインした広告物の例</p>
③多摩境通り景観形成誘導地区	
目指す景観	通りの開放感や連続性が感じられる屋外広告物景観
目指す景観にするための配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●通りの開放感や連続性が感じられるものとする ●建築物と一体性のある表現とした屋外広告物を基本とし、通りの開放感や連続性が感じられるものとする。 ●通りの周辺にある尾根（小山内裏公園など）からの眺望を妨げないものとする。
	 <p>建築物と一体性のある広告物の例</p>

3 特定屋内広告物の表示に関する配慮事項

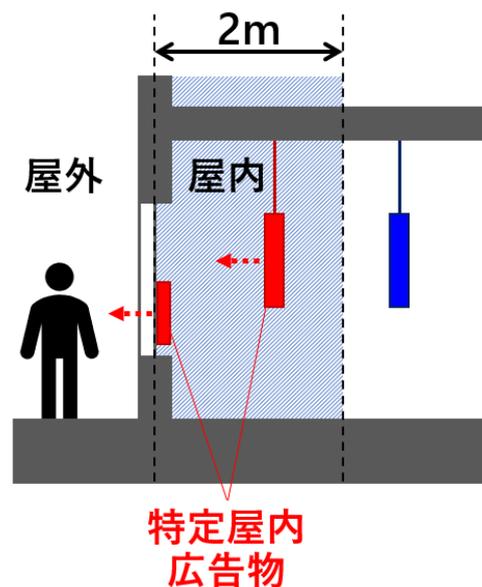
窓の内側から屋外にむけて表示される広告物（特定屋内広告物）の表示については、「2 屋外広告物の表示等に関する配慮事項」に示す内容に加えて、特定屋内広告物に特化した配慮の考え方を、市内全域共通で以下の通り定めます。

- a. 開口部の開放感を阻害しないよう、窓面を全て塞ぐことのないようにする。また、窓面から一定距離を置いて設置する。
- b. ビルに複数のテナントが入店する場合は、建築物全体で掲出方法をそろえる。
- c. 映像装置付き広告物（デジタルサイネージ等）の場合、音・明るさなど、建築物の外観と一体性があるよう配慮する。



規模や色数に配慮し、通りの魅力向上に貢献している広告物の例

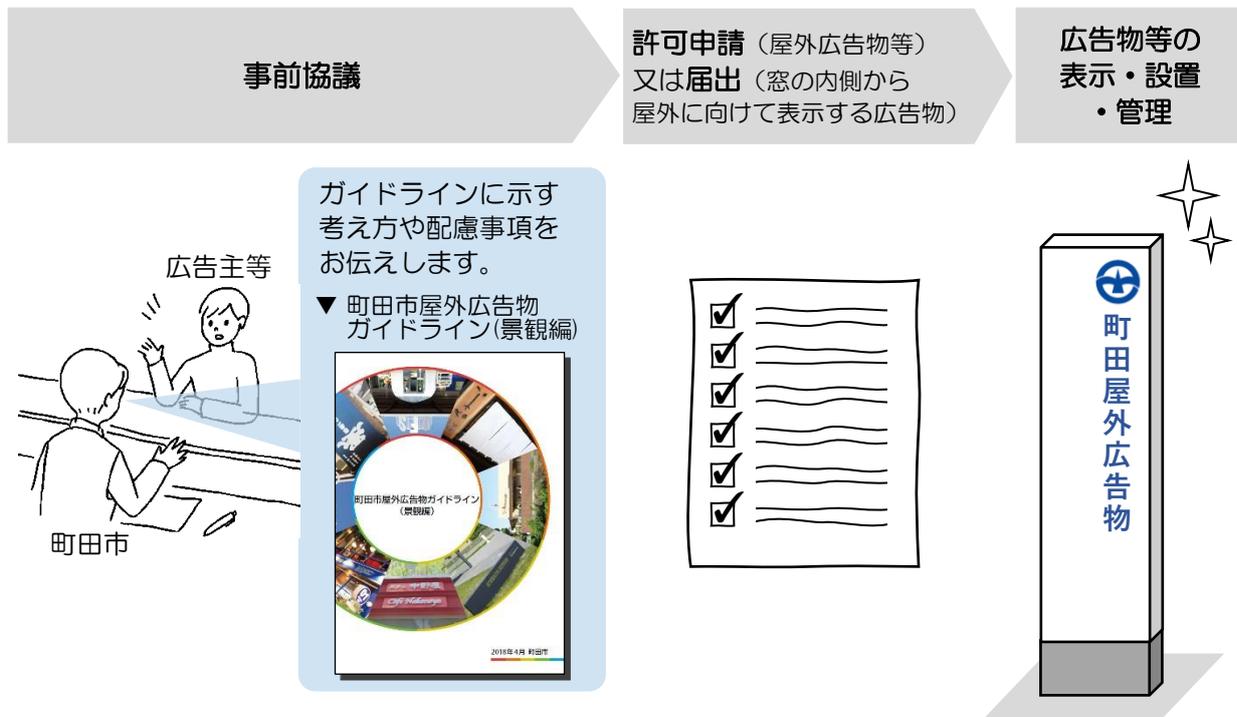
「特定屋内広告物」とは、窓の内側から屋外に向けて、常時又は一定の期間継続して表示される広告物で、窓面の内側からの距離が2メートル以内のものです。



4 広告物等の表示・設置の手続きの流れ

一定規模以上の広告物等を新たに表示・設置するにあたっては、広告主の皆様と協働して良好な広告物を設置することを目的に事前協議の制度を設けます。

景観事前相談では、広告物に係る景観づくりの考え方や配慮事項を伝え、地域特性や周辺環境を踏まえた広告物となることを目指します。



町田市景観条例で事前協議を義務位置づける広告物等は以下の通りです。

- ・屋外広告物
- ・屋外広告物を掲出する物件
- ・窓の内側から屋外にむけて表示される広告物（特定屋内広告物）

その他の広告物等についても、任意の事前相談を行います。

第6章
景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等
による景観づくり

第6章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による 景観づくり

1 景観重要建造物^{※1}・景観重要樹木^{※2}の指定の方針^{※3}

景観重要建造物及び樹木については、地域景観資源に登録されたもののうち指定することが望ましいもの、または所有者が指定を希望するもののうち一定の要件を満たすものを指定します。

指定に際しては、所有者の意見を伺い、町田市景観街づくり審議会の審議を経て指定します。

【登録の要件】

- ① 周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボルとなっているもの、または将来的になる可能性のあるもの
- ② 適切な保全育成が期待できるもの
- ③ 道路その他公共の場所から容易に見ることができるもの
- ④ 公益上支障がないもの
- ⑤ 所有者の同意、近隣の概ねの理解が得られるもの

※1 景観法第19条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な建造物（文化的な価値を問わず、公の場から見ることのできる景観上重要なもの。外観の変更等を行う場合は、景観行政団体の長の許可が必要になる。）

※2 景観法第28条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な樹木

※3 景観法第8条第2項第4号に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

2 景観重要公共施設^{※1}の指定等

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観計画区域内にある道路や河川、公園等の公共施設のうち、多くの市民に親しまれ、市の景観づくりにおいて特に重要な施設を、「景観重要公共施設」として位置づけます。

「景観重要公共施設」に位置づけたものは、景観重要公共施設の整備に関する事項^{※2}を定め、地域の街づくり活動やその他の市民活動、沿道の景観づくりの誘導などと連携して良好な景観の形成を図ります。また、景観重要公共施設について整備が実施される場合は、計画段階等のより早い段階から市と施設管理者等で整備に向けた協議、調整を行うことを目指します。

以下の考え方に沿って、景観重要公共施設を定めます。

【景観重要公共施設への位置づけの考え方】

- ① 景観形成誘導地区内にあり、地区の景観づくりに不可欠な公共施設
- ② 地域景観資源に登録されたもので、良好な景観づくりに不可欠な公共施設
- ③ 町田市の代表的な眺望を有する場所
- ④ 町田市の景観づくりにおいて重要な公園、道路、河川

※1 景観法第8条第2項第5号ロに規定する良好な景観の形成に重要な公共施設

※2 景観法第8条第2項第5号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事項

(2) 景観重要公共施設

景観重要公共施設として位置づける施設は以下の通りです。また、前述の「景観重要公共施設への位置づけの考え方」に沿う公共施設が新たに整備される場合には、施設管理者と協議した上で、景観重要公共施設に位置づけます。

①薬師池公園及び薬師池西公園

薬師池公園は、地域で育まれた暮らし方や地域の歴史を継承し、谷戸の地形や里山文化を特徴づける町田市を象徴する公園です。薬師池を中心として、桜や花しょうぶ、大賀ハスなど多くの花々が観賞できる静かな和風の公園として、市民や多くの来訪者に親しまれています。

また、薬師池公園に隣接する薬師池西公園（以下、「西園」と言う。）は、みどり豊かな丘陵地の眺望が望める場所やウェルカムゲートが整備されるなど、薬師池公園と一体となった公園として、丘陵地の起伏のある地形やみどりを活かしたまとまりのある景観を創り出しています。

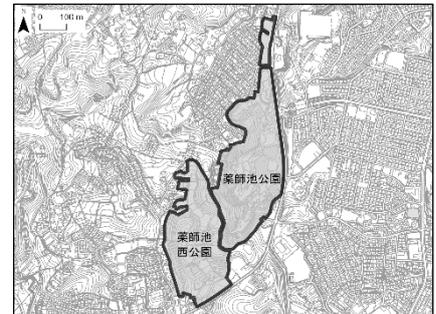
薬師池公園及び西園は、「町田薬師池公園四季彩の杜」の中心的な施設として、景観重要公共施設に位置づけます。薬師池公園及び西園の施設整備にあたっては、公園の良好な景観を維持し、より親しまれる公園とするため、各公園・施設の持つ役割や活用の方向性、特徴的な魅力を踏まえ、周辺の環境と調和したものとすることとします。

薬師池公園及び西園を基点とし、周囲の風致地区や七国山との一体的な景観の維持創出を目指します。

②小野路宿通り（都道 156 号線）の一部

小野路宿通りは、鎌倉時代に武蔵府中と鎌倉を結ぶ街道上の宿場となり、江戸時代中期には、大山信仰が盛んになる中で、府中、厚木、伊勢原と大山を結ぶ大山街道の宿場町として栄えました。

今も宿場町として栄えた当時の面影を残しながら、丘陵の豊かなみどりと一体的な集落を形成しています。歴史的なまち並みの保全、修復とともに、安全性や利便性を兼ね備え、周辺地区全体の活気や交流を深め、魅力ある景観を創出することを目指す



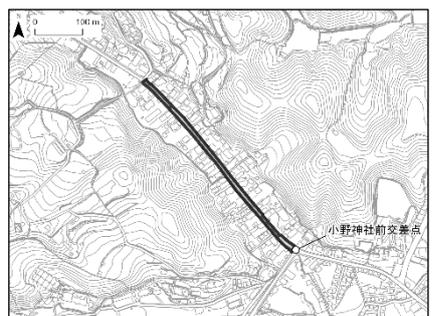
薬師池公園・西公園位置図



薬師池公園



薬師池西公園



小野路宿通り位置図

ため、小野神社前交差点から北西に概ね 480mの区域を景観重要公共施設として位置づけます。

小野路宿通りの維持管理にあたっては、沿道の景観づくりの取り組みを尊重し、地域の伝統的なまち並みと調和した景観づくりを図ります。



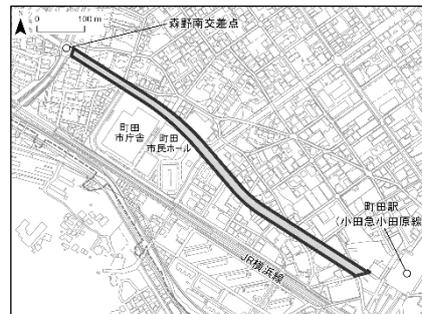
小野路宿通り

③町田駅前通り（町3・4・39号線）の一部

町田駅前通りは、駅前の主要なバス路線であり、市庁舎や市民ホール等へ向かう通りとして多くの市民や来訪者に利用されています。また、市民による沿道の景観づくりに寄与する取り組みとして、植栽の維持管理や清掃活動などが行われています。

通りを含めた沿道区域は、市庁舎から小田急町田駅までを連続的に、落ち着いたゆとりある魅力的な景観づくりを目指します。

町田駅前通りの町田バスセンターから森野南交差点までを「景観重要公共施設」とし、道路の整備や維持管理の際には、歩いて楽しい魅力的な景観づくりに配慮するとともに、沿道の魅力のある景観づくりに取り組みます。

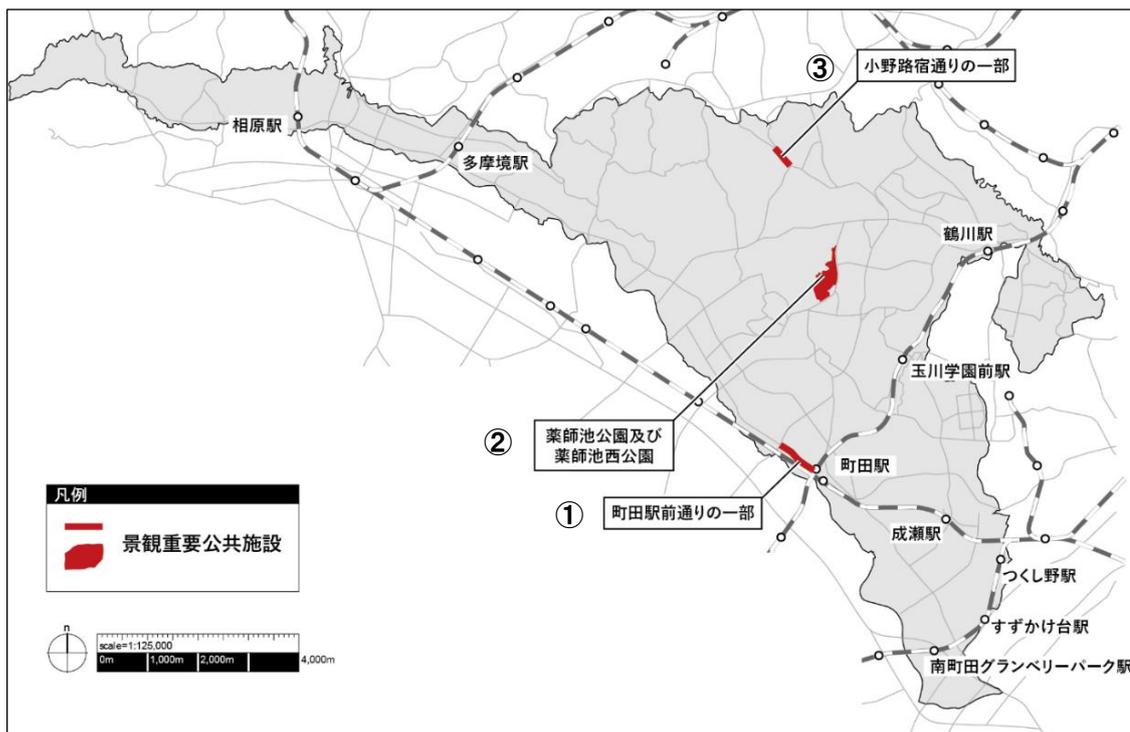


町田駅前通り位置図



町田駅前通り

■景観重要公共施設の位置図

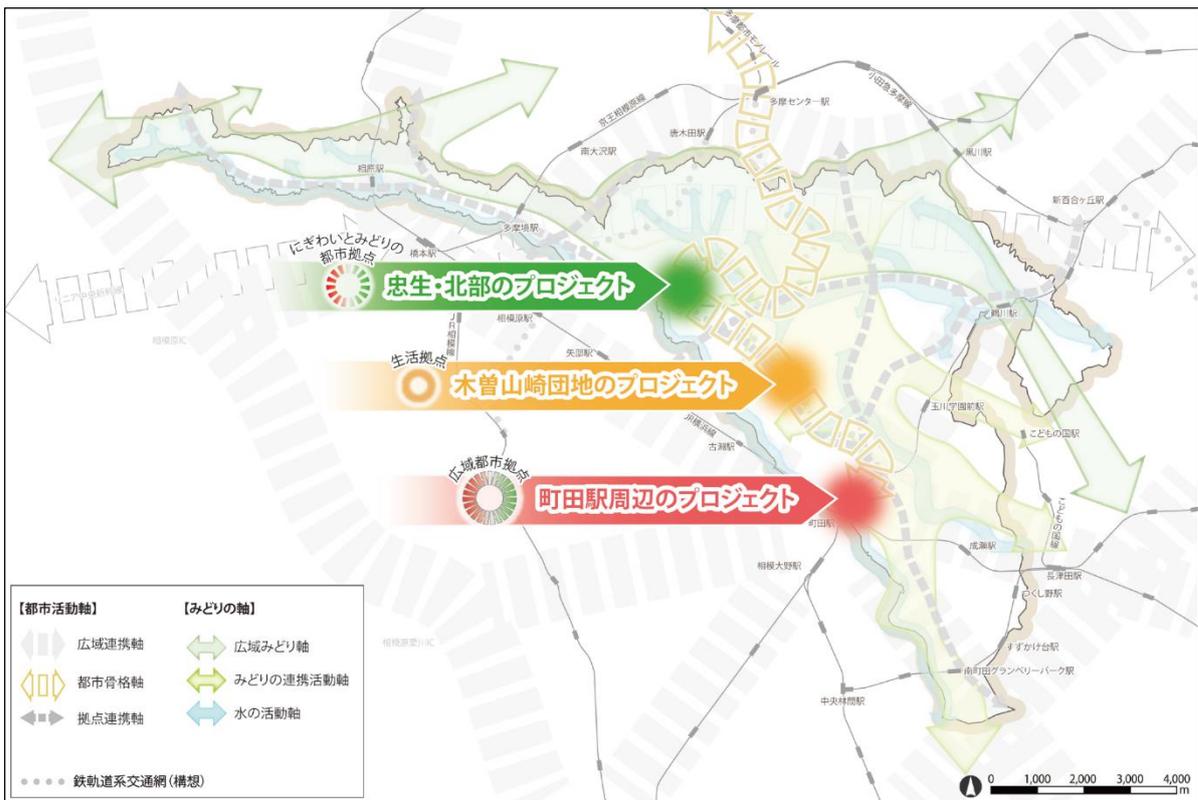


(3) 多摩都市モノレール町田方面延伸を見据えた景観づくりの考え方

町田市では、多摩都市モノレール町田方面延伸に向けた取り組みを進めています。「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年策定）」では、多摩都市モノレール沿線の「町田駅周辺」、「木曽山崎団地」、「忠生・北部」の3つのエリアにおいて、市民の暮らしをけん引するリーディングプロジェクトを推進することとしています。

これらを踏まえて、今後、多摩都市モノレールの町田方面延伸路線が都市計画決定された際には、以下の考え方に沿って、「景観重要公共施設」として指定することを検討します。

■町田市の暮らしをけん引する3つのプロジェクト位置図



出典：町田市都市づくりのマスタープラン

<多摩都市モノレール町田方面延伸ルート沿線共通の考え方>

多摩都市モノレール町田方面延伸において整備される道路や軌道、駅周辺の開発等は、大きく景観に関わることとなります。また、高架軌道を走るモノレールの車窓からは、みどり豊かな里山や谷戸の風景、住宅団地や戸建て住宅街などの暮らしの風景、多様な商業施設が集積するにぎわいのある風景など、多様なまち並みが俯瞰できることとなります。

よって、多摩都市モノレールの導入空間となる道路や駅は、景観づくりにおいて重要であり、周辺環境と一体となった魅力ある空間づくりが求められます。

そのため、整備にあたっては、環境変化を見据えながら、地域特性に応じたモノレール沿線の魅力ある景観づくりの実現を目指します。

<3つのプロジェクトごとの指定の考え方>

①町田駅周辺 商業地を多機能化・ウォーカブルなまちにするプロジェクト

◇町田駅から芹ヶ谷公園までの区間

町田駅から芹ヶ谷公園へのアプローチとして、多様な活動や交流が生まれるウォーカブルな通りの実現を目指します。駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、原町田大通りを軸として、憩いとにぎわいのある歩行空間や滞留空間を形成し、中心市街地一体の魅力ある景観づくりを目指します。

②木曽山崎団地 住宅地を多機能化するプロジェクト

◇木曽山崎団地周辺

大規模団地を通る路線として、町田市の特徴ある暮らしの風景と一体となった景観づくりの実現を目指し、駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、住環境との調和を目指します。

③忠生・北部 みどりと暮らしの関係をつくるプロジェクト

◇小山田桜台団地周辺

みどり豊かな丘陵地を通る路線として、住環境や自然地形に配慮しながら里山や谷戸の風景と調和した景観づくりを実現するため、駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、連続性のあるみどりやオープンスペースの配置を目指します。

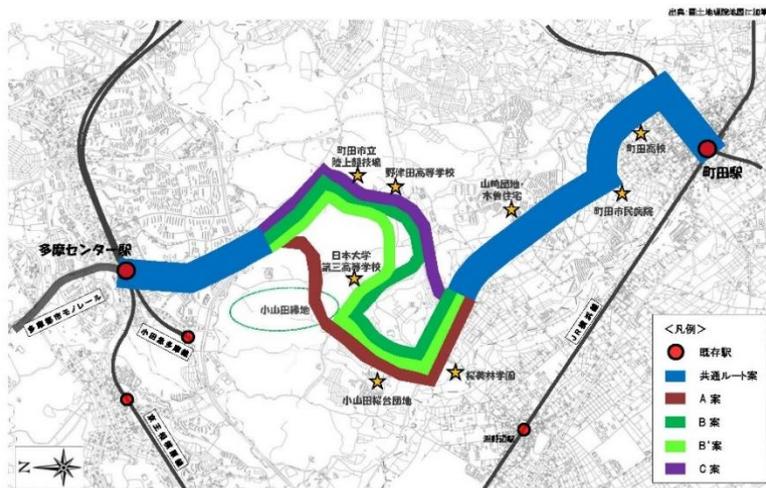
参考：多摩都市モノレールの町田方面延伸ルート

多摩都市モノレール町田方面延伸ルートの選定について、2021年12月27日に開催された「第4回多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」において、B案が最適と判断されました。

Bルートは、多摩センター駅から、町田市立陸上競技場、小山田桜台団地、桜美林学園、山崎団地・木曽住宅を通り、町田駅までの約16km。

現在、多摩市と町田市において、「モノレール沿線まちづくり構想」の検討を進めています。

■多摩都市モノレール町田方面延伸ルート



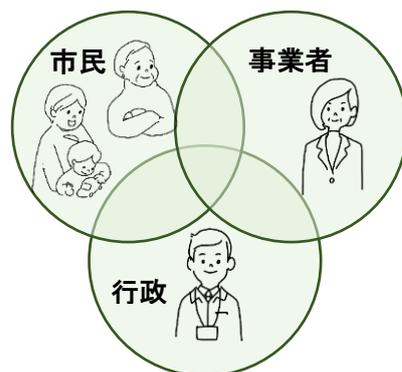
※ルート図はイメージであり、詳細については今後決定図を参照

1

第7章 景観計画の実現に向けて

第7章 景観計画の実現に向けて

景観計画に示す、魅力ある景観づくりの実現に向けては、市民・事業者・行政が協力し合い、それぞれが自らの責務を果たし、連携して景観づくりに取り組むことが必要です。



1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み

(1) 景観づくりの普及・啓発

景観づくりの推進にあたっては、多くの皆様と景観づくりの大切さや考え方を共有し、より多くの方々に市の景観づくりの取り組みに参加いただくことが重要です。このため、景観づくりの考え方や情報、取り組みを積極的に伝える機会を設けます。

○市公式ホームページや SNS を活用した情報発信

市の景観づくりに関わる全ての方に向けて、市公式ホームページや SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用を図り、景観に関する情報を随時発信していきます。

○景観づくり講演会やワークショップ等の実施

市民や事業者、行政が景観づくりへの関心を高め、景観づくりにより積極的に取り組む手掛かりとなるよう、景観づくりに関する講演会等を実施します。

【考えられる主な取り組み】

- ① 幅広い年齢層を対象にしたワークショップ
- ② 他市との協働による情報発信やイベント
- ③ 児童・学生に向けた勉強会、講演会 など



屋外広告物ワークショップの風景

○景観賞の実施

市民一人ひとりの景観に関する意識の向上や、事業者の積極的な景観づくりへの寄与など、良好な景観形成の推進を目的として、景観賞を実施します。

景観賞の実施にあたっては、屋外広告物や景観づくり市民活動等のテーマを設けて、景観づくりに貢献する多様な取り組みを対象とします。



第1回町田市景観賞の実施にあたっては、「町田市景観づくり市民サポーター」が主体となり、市と協働で取り組みました。

(2) 景観づくり市民活動の推進

景観づくりに関わる市民の積極的な活動を推進し、市民と行政の協働による景観づくりに取り組めます。

○市民主体の景観づくり活動の支援

地域特性を活かした魅力あふれる景観づくりを進めるためには、それぞれの地域の市民が主役となって取り組むことが大切です。そのため、市民主体のさまざまな景観づくりに関する活動を積極的に支援します。

「町田市景観条例」に定める「生活風景宣言」や「地域景観資源」の登録等につながる地域の魅力を高める景観づくりの活動などを、「町田市住みよい街づくり条例」と連携して支援します。

<生活風景宣言とは>

身近な景観づくりの取り組みを積極的に推進するため、市民が、隣同士や近所で協力して行う景観づくりの活動を宣言し、市長がその内容を「生活風景宣言」として登録する制度です。

<地域景観資源とは>

日頃身近に感じている魅力的な風景（建造物、樹木、里山、鎮守の杜、名勝地、湧水など）を守り、育てていくために、地域住民からの提案等により「地域景観資源」として登録する制度です。



景観づくりの取り組みイメージ

○「(仮称) 景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり

景観づくりの普及・啓発に市民と行政が協働して取り組むため、「(仮称) 景観づくり市民推進員（以下、「市民推進員」という。）」を募り、登録します。

登録いただいた市民推進員とともに、景観づくりの普及・啓発に関するワークショップや講座、イベント、景観賞などの取り組みを、企画、立案し、実施します。

(3) 事業者との協働による景観づくり

それぞれの場所に合った景観づくりの考え方を建築や開発行為等を行う事業者の皆様と共有し、地域特性や周辺環境と調和のとれたまち並み形成に協働して取り組みます。

○届出制度等による景観づくり

第4章の「届出制度による景観づくり」により、必要に応じて専門家による景観アドバイザー制度の活用を図りながら、地域特性に応じたきめ細やかな景観づくりを進めます。

また、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「早期周知の街づくり」の手続きと連携し、景観づくりの考え方を早期に伝達し、共有することによって、事業者との協働により良好な景観づくりを推進します。



民間事業者

○ガイドラインに基づく景観づくり

景観計画を補完するガイドラインでは、それぞれの「景観形成ゾーン」、「景観形成誘導地区」ごとに具体的な景観への配慮の方法を示しています。これらを活用し、より良い景観づくりを推進します。

【活用する主なガイドライン】

- ①町田市景観色彩ガイドライン
- ②町田市景観みちしるべ（景観づくりガイドライン）
- ③町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）

■町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)



○屋外広告物を含めた景観づくり

第4章の「届出制度による景観づくり」、第5章「広告物等による景観づくり」と、「町田市屋外広告物条例」による景観誘導を図り、建築物等と屋外広告物が調和したまち並みの形成を推進します。

また、地域のまちづくりを担う法人等が主体となって取り組む「エリアマネジメント広告」を推進します。

■エリアマネジメント広告の例



参考：エリアマネジメント広告とは

まちづくりの担い手が、公道上の屋外広告物を企業等に販売し、得られた広告収入をまちづくりの財源に充てる事業です。

(4) 公共事業による景観づくり

道路や公園、学校等の公共施設は、市民生活と密接な関係にあり、長い間その場にあり続け、まちのイメージを印象づけ、地域の景観づくりに大きく影響します。そのため、公共施設整備の実施にあたっては、地域特性や周辺環境を踏まえ、市民に愛され、まち全体のブランディングにつながるよう努めます。

○町田市公共事業景観形成指針の運用

町田市は、「町田市公共事業景観形成指針（2013年策定）（以下、「指針」という。）」により、公共事業による景観づくりを進めています。指針に基づき、道路、橋梁、河川・水路、公園・緑地、公共建築物、公共サイン、駐車場・駐輪場等の他、景観に影響のある公共事業を対象に、施設の規模や景観への影響に応じて、景観アドバイザーを交えた協議を行いながら、地域景観への適切な配慮に努めています。

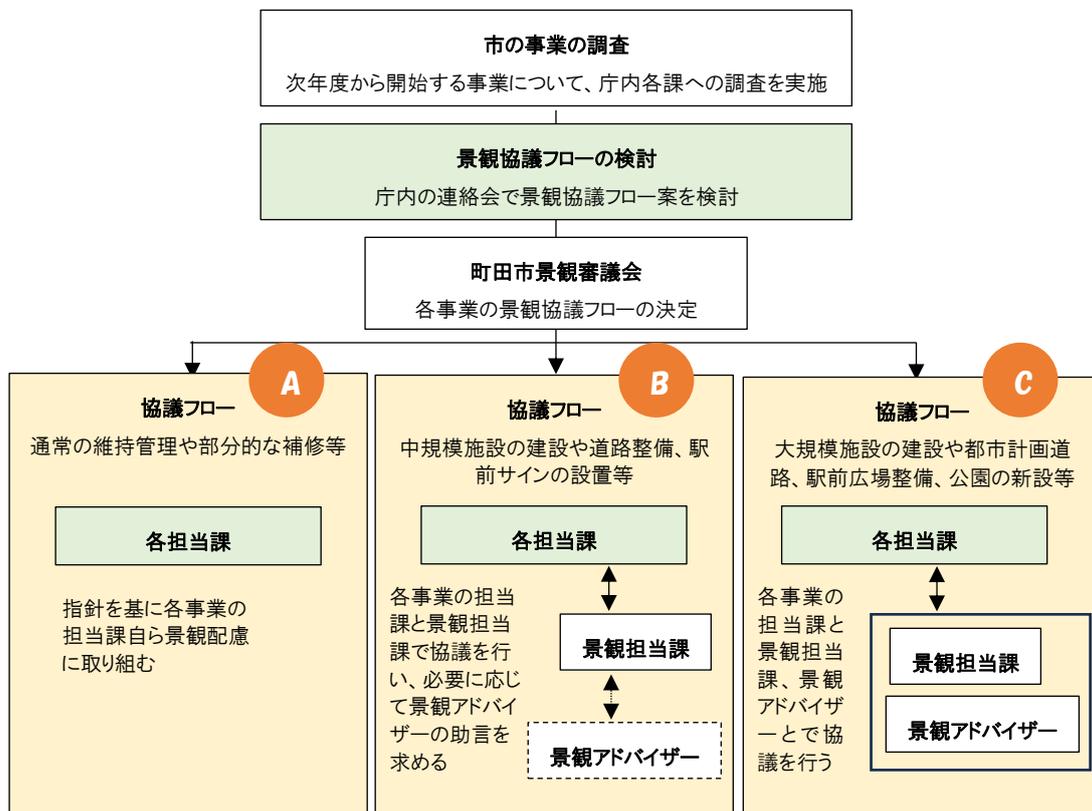
また、市が直接行う事業だけでなく、市有地内や市の補助金を受けて行われる事業についても、同様の運用を行っています。

今後も指針の適切な運用を図りながら、市民に愛され、まちのブランディングにつながる施設整備を目指します。



景観アドバイザーとの協議風景

■「市が行う事業」や「市有地内や市の補助金を受けて行われる事業」の協議フロー



○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進

多摩都市モノレール町田方面延伸の計画やその後の整備に向け、景観づくりの施策を効果的に展開し、地域ごとの特性に踏まえた都市基盤となるよう誘導します。

【検討する主な事項】

- ① 多摩都市モノレールの導入空間となる道路を「景観重要公共施設（景観重要道路）」として指定を検討
- ② 多摩都市モノレール駅周辺における「景観形成誘導地区」の指定の検討



(5) 官民連携による景観づくり

拠点的市街地の駅周辺や多くの人々が利用する施設の整備については、個々の施設単体の魅力を高めるだけでなく、周辺地区一帯の魅力を高めるような施設整備が求められます。

そのため、このような施設の整備にあたっては、事前相談や景観アドバイザー制度などの効果的な活用により、官民連携や庁内の事業間連携を深めて、地域一体の魅力を高めるような景観づくりに取り組みます。

参考：官民連携による取り組み事例

「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」では、南町田駅および鶴間公園、民間商業施設の一体的な再整備に取り組む中で、事業者と行政の協働により、2017年4月に「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける景観形成の考え方ノート」を作成しました。

「みんなとつくる新しいパークライフ」を地区全体の景観コンセプトとし、官民一体で取り組んだシームレスなまちの構造と、質の高い空間整備が高く評価され、令和2年度には都市景観大賞を受賞しました。

また、鶴川駅では、鶴川駅アイデアコンテストや市民ワークショップ「鶴川駅を考える会」等を経て、市民や事業者、行政の協働により、2020年8月に「鶴川駅周辺デザインノート」を作成しました。

今後、これを基に鶴川駅周辺のまちづくりに携わる方々と、より魅力的な鶴川のまちづくりを目指します。



「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける景観形成の考え方ノート」



「鶴川駅デザインノート」

2 計画の定期的な評価・検証

景観計画の計画期間である2030年に向けて、本計画を運用し、その評価・検証を行います。

評価・検証は、第7章「1 市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み」に示す下記の項目について、その進捗状況や、成果、課題等を確認します。

■市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組み

評価・検証項目	取り組み概要
(1) 景観づくりの普及・啓発	
○市公式ホームページやSNSを活用した情報発信	定期的な情報発信
○景観づくり講演会やワークショップ等の実施	講演会の定期的な実施
○景観賞の実施	景観づくり市民推進員と協働し、景観賞を定期的に実施
(2) 景観づくり市民活動の推進	
○市民主体の景観づくり活動の支援	市民主体の景観づくりの推進
○「(仮称)景観づくり市民推進員」との協働による景観づくり	推進員の登録、協働による景観づくりの実施
○届出制度等による景観づくり	届出制度、景観アドバイザー制度の運用
○ガイドラインに基づく景観づくり	ガイドラインの運用
○屋外広告物を含めた景観づくり	屋外広告物条例、屋外広告物ガイドラインの運用
(4) 公共事業による景観づくり	
○町田市公共事業景観形成指針の運用	公共事業景観形成指針の運用
○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進	景観重要公共施設の指定や、景観形成誘導地区の指定に向けた検討
(5) 官民連携による景観づくり	官民連携による景観づくりの推進

■評価・検証のスケジュール

